

銚子市耐震改修促進計画

千葉県 銚子市

平成20年3月

銚子市耐震改修促進計画

目 次

はじめに	1
第 1 計画策定の趣旨	2
第 2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
1 想定される地震の規模、被害の状況	3
(1) 想定される地震の規模	3
(2) 被害の特徴	3
(3) 被害の概要	4
2 耐震化の現状	4
(1) 既存建築物棟数	4
(2) 耐震化の現状	5
ア 住宅・特定建築物の現状	5
(a) 住宅	5
(b) 特定建築物	5
(c) 市有建築物	6
3 耐震改修等の目標の設定	6
(1) 市有建築物	6
ア 整備方針	7
イ 整備目標	7
ウ 整備の優先度	7
エ 整備プログラム	7
(2) 民間建築物	8
4 市有建築物の耐震化の情報開示	8
第 3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	9
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	9
2 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要	9
3 重点的に耐震化すべき区域	10
4 地震発生時に通行を確保すべき道路	10

5	地震時の建築物の安全対策の概要	1 1
6	地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害軽減対策	1 2
7	耐震化の状況把握	1 2
第 4	啓発及び知識の普及	1 3
1	地震ハザードマップの作成・公表	1 3
2	相談体制の整備及び情報提供の充実	1 3
3	パンフレットの作成・配布、相談会の開催等	1 4
4	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	1 5
5	家具の転倒防止策の推進	1 5
6	自治会等との連携策・取組み支援策	1 5
第 5	千葉県(特定行政庁)との連携	1 6
第 6	その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	1 7
1	建築関連団体との連携	1 7
2	その他	1 7

(資 料)

- 資料 1 耐震改修促進法の対象建築物
- 資料 2 緊急輸送道路を閉塞させる恐れのある住宅・建築物一覧表
- 資料 3 国土交通大臣による建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
- 資料 4 建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋)
- 資料 5 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(抜粋)
- 資料 6 建築基準法(抜粋)
- 資料 7 建築基準法施行令(抜粋)
- 資料 8 千葉県に大きな被害をもたらした主な地震(江戸時代以降)
- 資料 9 銚子市の耐震に係る補助事業の概要

銚子市耐震改修促進計画

はじめに

- ・平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。この教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定されました。
- ・千葉県では平成9年3月に「千葉県既存建築物耐震改修促進計画」、平成12年9月に「千葉県耐震促進実施計画」を策定し、既存建築物の耐震改修等を含む、耐震化施策を総合的に進めてきたところですが、平成16年10月に新潟県中越地震の発生、平成17年3月には大地震の発生の可能性の低いとされる福岡県において福岡県西方沖地震が発生するとともに、東海地震及び首都直下型地震等、千葉県にも甚大な被害をもたらす大地震が切迫していると危惧されているところです。
- ・このため、国は、建築物の耐震改修等については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とあり、地震による人的被害や経済的被害額を減らすための最も重要な課題と位置付け、緊急かつ最優先で取り組み、効果的かつ効率的に建築物耐震改修等を実施するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を平成17年に一部改正し、地方公共団体は計画的な耐震化の推進のために耐震改修促進計画を定めることとなり、千葉県においては、平成19年3月に千葉県耐震改修促進計画を定めました。
- ・このようなことから、銚子市においても本耐震改修促進計画を定め、県、市及び市民等が連携を図り、本市における既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより既存建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

：本文中の年代標記については原則として、昭和55年以前とは、昭和56年5月31日以前を表し、昭和56年6月1日以降のものは、昭和56年以降として表記しています。

第 1 計画策定の趣旨

- ・ 銚子市耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)第5条第7項の規定により策定するものです。
- ・ 耐震改修促進計画の策定は、耐震改修促進法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)に沿って、平成27年度を目標に、市有建築物、住宅及び特定建築物等の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標値の設定、目標値を達成するための必要な施策等を定めるものです。
- ・ 市は、本耐震改修促進計画に基づき千葉県及び関係機関と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、市民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民等の安全を確保していくこととします。
- ・ なお、本耐震改修促進計画において定めた耐震化率の目標値等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

第 2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 想定される地震の規模

- ・ 千葉県では、千葉県地域防災計画において、海溝型地震3ケースと直下型地震4ケースのあわせて7ケースを想定していますが、本計画においては、銚子市地域防災計画(平成13年3月策定)に示されている本市に最も甚大な被害をもたらすと思われる、県北東部の直下型地震(マグニチュード7.2、震源の深さ20km)で想定することとします。

(2) 被害の特徴

ア 地震動

- ・ 本市の推定地震震度は、利根川沿いの沖積地盤を持つ地域で、銚子駅の北西側までの範囲で震度7が予測されています。また、想定震源の位置に近い諸持町、桜井町、豊里台、笹本町、森戸町の一部、小長町でも同様に震度7となっています。
- ・ 森戸町より南東側の台地部は柴崎町、常世田町、八木町付近まではほぼ全域が震度6弱の予測となり、一部沖積地盤を持つ場所では震度7が予測されています。また、銚子駅より東側では、沖積地盤を持つ利根川沿いの地域と台地に入り込んだ沖積地盤を持つ南小川町、西小川町、粟島町、高神西町の一部などで震度6強が予測され、それ以外の台地部では震度6弱を中心に予測されています。

イ 液状化

- ・ 液状化の可能性の高い地域は、埋立地となっている利根川沿いの地域や銚子漁港、銚子外港、名洗港沿いの地域が予測されています。また、海に面した浜も地下水位が高いことから可能性が高いと思われます。
- ・ このほか、液状化の可能性のある地域は、沖積地盤を持つ地域の一部である利根川沿いや、市の中心市街地一帯が予測されています。

ウ 斜面崩壊

- ・ 斜面崩壊については、利根川沿いの低地部から台地へ至る斜面に急傾斜地崩壊危険区域指定箇所が多く風水害による斜面崩壊被害も多いことから注意が必要と思われます。

(3) 被害の概要

ア 地震による人的被害、建物被害

- ・ 地震による被害については、千葉県耐震改修促進計画による直下型地震(県北東部)の被害概要及び銚子市地域防災計画書より想定したものであります。

表 - 1 地震による人的被害及び建物被害の概要

	県北東部 (県促進計画より)	構成比	銚子市地域防 災計画書より	被害想定数
(1) 人的被害				
ア 死者	3,700人	36.27%	32人	32人
イ 負傷者	6,500人	63.73%	204人	204人
計	10,200人	100.00%	236人	236人
(2) 建物被害				
ア 全壊	7,600棟	26.57%	-	1,870棟
イ 半壊	21,000棟	73.43%	-	5,170棟
計	28,600棟	100.00%	7,040棟	7,040棟

イ その他の被害

- ・ 地震によるその他の被害としては、窓ガラス、看板等の落下及び石塀、ブロック塀等の倒壊が考えられますが、特に中心市街地においては、窓ガラス、看板等の落下による被害が、通学路などではブロック塀等の倒壊が、問題となると思われます。また、緊急輸送路の沿道においては、ブロック塀等の倒壊により道路を閉鎖する恐れがあります。

2 耐震化の現状

(1) 既存建築物棟数

- ・ 銚子市内の建築物総数は、平成18年6月時点で約40,800棟あり、昭和55年以前の既存建築物は、約24,620棟で、このうち市有建築物は482棟、民間建築物は約24,140棟です。構造別では木造建築物が約20,650棟、非木造建築物が約3,970棟です。

表 - 2 既存建築物棟数

(平成18年6月現在)

区 分	総 数	うち昭和55年以前		
		木造	非木造	計
市有建築物	783棟	129棟	353棟	482棟
民間建築物	40,016棟	20,525棟	3,617棟	24,142棟
合 計	40,799棟	20,654棟	3,970棟	24,624棟

(2) 耐震化の現状

ア 住宅・特定建築物の現状

(a) 住 宅

- ・平成15年度における住宅数は、約25,470戸(戸建て住宅:約22,280戸、共同住宅その他の住宅:約3,190戸)と推測されます。その内、昭和55年以前のものは、約11,890戸(戸建て住宅:約10,270戸、共同住宅その他の住宅:約1,620戸)で、住宅全体の耐震化率は64.8パーセントと推定されます。(平成15年住宅・土地統計調査による。)

(b) 特定建築物

- ・平成18年における特定建築物()の棟数は、市有建築物が75棟、民間建築物が116棟あります。その内、昭和55年以前のものは、市有建築物が48棟、民間建築物が55棟です。
- ・特定建築物の耐震化率は市有建築物が約45パーセントで、民間建築物は約53パーセントとなっています。

特定建築物:本計画における特定建築物とは、耐震改修促進法第6条第1号及び第2号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の用途、規模等の建築物とする。

(c) 市有建築物

- ・平成18年における市有建築物の総数は783棟で、その内、昭和55年以前のは482棟です。
- ・市有建築物の内、特定建築物は75棟で、その内、昭和55年以前のは48棟です。なお、特定建築物の他、災害時の避難所及び医療施設等重要となる建築物を、重点建築物として63棟を指定しています。

表 - 3 耐震化の現状

区 分	昭和56年 以降	昭和55年 以前	のうち耐 震性あり	耐震性あり (+)	合計 (+)	耐震化率 /	
民間建築物	15,874棟	24,142棟	5,336棟	21,210棟	40,016棟	53.0%	
市有建築物	301棟	482棟	10棟	311棟	783棟	39.7%	
住 宅	13,580棟	11,890棟	2,920棟	16,500棟	25,470棟	64.8%	
特定 建築物	市 有	27棟	48棟	7棟	34棟	75棟	45.3%
	民 間	61棟	55棟	0棟	61棟	116棟	52.6%
	合 計	88棟	103棟	7棟	95棟	191棟	49.7%

：棟数は推計値です。

(耐震化率とは、住宅全体、特定建築物全体に対する耐震性があるものの割合を指しています。)

3 耐震改修等の目標の設定

- ・東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震に関する地震防災戦略(中央防災会議決定)において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされ、改正耐震改修促進法に基づく基本方針で示された目標を踏まえ、住宅及び特定建築物の平成27年度における耐震化率の目標は90%とします。

(1) 市有建築物

- ・庁舎、病院、学校等の市有建築物については、災害時において被害情報の収集や災害対策指示等が行われ、病院では災害による負傷者の治療が、学校等は避難場所等として活用されるなど、多くの市有建築物が応急活動の拠点として活用されることとなります。
- ・このため、利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から市有建築物の耐震性が求められるとの認識のもと、耐震化の整備方針、整備目標等を定めるとともに、整備プログラムの策定を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むものとし

ます。

ア 整備方針

- ・ 市有建築物の耐震化は、特定建築物及び震災時に応急活動の拠点となる建築物等を優先的に整備するものとします。特に特定建築物のうち、防災上重要な建築物である復旧拠点施設及び救援・救護施設については、優先的に整備するものとします。
- ・ また、その他の建築物については、建物の用途、構造耐震指標値(Is 値)、構造、規模等を考慮して整備を行うものとします。
- ・ 市は整備目標、整備の優先度等を踏まえ、耐震診断及び耐震改修の整備プログラムを策定するものとし、国庫補助金の助成制度等を活用して、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施するものとします。

イ 整備目標

- ・ 特定建築物の耐震改修については、平成27年度までに行うことを目標とします。

ウ 整備の優先度

- ・ 市有建築物の整備は、建築物の耐震性等を考慮して対応するものとし、整備対象施設は、次のとおりとします。なお、施設全体の配置、事業工程の状況や当該建築物の用途、利用形態等により、整備の優先度を適用しない場合もあります。

構造耐震指標値(Is 値)が著しく低く、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊の危険性が高い建築物とします。

構造耐震指標値(Is 値)が低く、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊の危険性がある建築物とします。

エ 整備プログラム

- ・ 市有建築物の整備は、整備目標、整備の優先度等を踏まえ、別途主要な市有建築物の整備プログラムを策定し、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施するものとします。

(2) 民間建築物

- ・ 民間建築物に関わる地震対策は、建築物の所有者等が自己の責任において、自らの建築物の安全性を確保することが原則であり、耐震改修促進法における特定建築物の所有者は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。
- ・ 市は、民間建築物の所有者等をできる限り支援するという観点から、本耐震改修促進計画に基づき、所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援等、民間建築物の耐震改修等を促進させる施策を推進し、設定した耐震化率を目指します。

4 市有建築物の耐震化の情報開示

- ・ 市は、主要な市有建築物について、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震診断及び耐震改修の実施状況等についての情報(所在地、施設名称、耐震診断の有無、実施時期、実施結果、構造耐震指標値(Is値)等)を公表するものとします。

第 3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

- ・ 市は、市有建築物の耐震化に係る整備プログラムを策定し、耐震診断及び耐震改修等の計画的な実施を行うとともに、建築関連団体と十分な連携を図り、住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及及び情報提供を行い、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るものとしします。
- ・ 市は、民間建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修等を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じるものとしします。
- ・ 建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠で、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めることが必要です。

2 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要

- ・ 市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度等を活用しながら、耐震改修の促進を図っていくものとしします。

(1) 建築物耐震関連補助制度の活用

- ・ 住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修等の国及び県の補助制度を活用し、耐震診断及び耐震改修の支援を図ります。

(2) 耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備

ア 耐震化に係る相談窓口の開設

- ・ 市内の建築士会及び建築士事務所協会等の関連団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修等の相談窓口を開設します。

イ 専門技術者の紹介体制の整備

- ・ 県が実施している「既存建築物耐震診断・改修講習会」の講習修了者(銚子市内)の名簿を作成し、耐震診断及び耐震改修を予定している市民に、専門技術者を紹介します。

3 重点的に耐震化すべき区域

- ・ 木造建築物が密集し、震災時に建築物の倒壊や火災の延焼等により、大きな被害が想定される地域を重点区域として設定し、当該区域内にある建築物の耐震性の向上を図るよう努めます。

(1) 区域の設定

ア 設定基準

- ・ 建 物 絶 対 量 : 木造建築物数 50棟以上
- ・ 建 物 密 度 : 木造建築物棟数密度 30棟/ha (街区の場合50棟/ha)
- ・ 老 朽 度 : 昭和55年以前の木造建物比率 50%以上
- ・ 火災の延焼危険度 : 不燃領域(本式) 50%以下 (街区の場合簡略式も可)
- ・ 設 定 単 位 : 町丁目単位または、同区域内で一部の街区に密集区域がある場合を考慮し、1つ若しくは連たんする街区

イ 重点区域の設定

- ・ 上記設定基準で抽出された区域のうちから、次の点を考慮して重点区域とします。
- (a) 銚子市地域防災計画における建物被害予測の大きい地域
- (b) アの設定基準の値を大きく超える地域
- (c) 造成の経緯

4 地震発生時に通行を確保すべき道路

- ・ 地震発生時において既存建築物の倒壊等により、震災時の救援、復旧、避難及び消火活動に必要な道路が閉塞され、諸活動の円滑な実施に支障をきたすことのないよう、地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路は次の道路とします。

(1) 緊急輸送道路

- ・ 千葉県が大規模な地震が起きた場合における、避難、救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として定めた道路で、1次路線及び2次路線が指定されています。

ア 緊急輸送路1次路線(災害時に市外から支援を受けるため広域的緊急輸送等を担う幹線道路)

- ・ 一 般 国 道 1 2 4 号 : 三軒町(第四中学校北東)～三軒町(銚子大橋中央)
- ・ 一 般 国 道 1 2 6 号 : 三軒町(第四中学校北東)～八木町(旭市境まで)
- ・ 一 般 国 道 3 5 6 号 : 三軒町(第四中学校北東)～宮原町(東庄町境まで)

イ 緊急輸送路2次路線(第1次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点等を連絡する主要道路)

- ・ 主要地方道銚子停車場線 : 三軒町(第四中学校北東)～双葉町(銚子駅前交差点)
- ・ 県道外川港線 : 双葉町(銚子駅前交差点)～新生町(馬場町交差点)
- ・ 県道銚子公園線 : 新生町(馬場町交差点)～高神西町(旧有料道路入口)
- ・ 県道愛宕山公園線 : 高神西町(旧有料道路入口)～三崎町(旧有料道路入口)

(2) 避難路

- ・ 地域住民が避難場所等まで安全に到達するための市道及び県道

(3) その他

- ・ 銚子市地域防災計画において、震災時に建築物の倒壊等の被害が多く予測されている地域への道路交通を確保し、災害応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するための道路

5 地震時の建築物の安全対策の概要

(1) エレベーターの閉じ込め対策

- ・ 建築物の高層化が進む中、震災時においてエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められる事態が問題となっています。エレベーターには建築基準法による報告が義務付けられているので、千葉県と連携を図り、エレベーター設備に関する報告等の機会を捉えて、所有者に対し、エレベーターの閉じ込め防止対策を講ずるよう要請するものとします。

(2) 各種落下物対策

- ・ 地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このような被害を防止するために、千葉県と連携を図り、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物において落下の危険がある部分について、落下防止対策を計るよう要請します。また、特に通行人が多いと考えられる場所は、建築防災週間等の際に所有者等に点検、改善を促すものとします。

(3) ブロック塀対策の推進

- ・ 地震時において、コンクリートブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。市は県と連携してパンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なブロック塀等の撤去や改善の要請を行います。

6 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

- ・ 大規模地震等の発生に伴うがけ崩れ等により、がけ付近の建築物は著しい被害を受ける可能性があることから、危険箇所の調査を行い必要に応じ、危険予想箇所の所有者に対し、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなどの改善措置をとるよう、県と連携して要請します。

7 耐震化の状況把握

- ・ 建築物の耐震化を促進するためには、耐震化の状況を把握する必要があります。そのため市は、地域の住宅及び特定建築物等の耐震化状況の把握に努め、定期的に県に報告するものとします。

第 4 啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップの作成・公表

- ・ 市は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(地震ハザードマップ)を、できるだけ早急に作成し公表します。
- ・ 地震ハザードマップは、地震による揺れやすさや地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性について、できるかぎり詳細なものとしします。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

(1) 耐震相談窓口の設置

- ・ 県及び市は、パンフレットの作成・配布や無料耐震相談会、講演会その他種々の機会を通じて、建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法の周知や助成制度の内容や手続きの紹介など、耐震性向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。また、広報紙、ホームページ等を通じて注意喚起を行っていきます。
- ・ 県及び市は、建築物の所有者等に対して耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うとともに、各種相談を受け付けるための窓口として、耐震相談窓口を設置します。
- ・ 市は、市内の建築関連団体(建築士会・建築士事務所協会等)に対し、専門的な知識や個別具体的な内容について相談を受け付けるとともに、相談者に対して耐震改修等を行う技術者等を紹介するため、相談窓口を設置するよう要請します。

表 - 4 相談場所及び相談内容一覧

設 置 場 所	相 談 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県県土整備部建築指導課 ・ 千葉県出先機関(海匝地域整備センター) ・ 銚子市都市部都市整備課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断及び耐震改修等の仕組み ・ 耐震改修促進法に関する説明 ・ 耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の説明 ・ 耐震診断及び耐震改修の標準的な費用 等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住まい情報プラザ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断及び耐震改修等の相談先の案内 ・ 耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の案内 等
<ul style="list-style-type: none"> ・ (社)千葉県建築設計事務所協会 ・ (社)千葉県建築士会 ・ 千葉県建築家協会 ・ (社)日本建築構造技術者協会・千葉 ・ (社)千葉県設備設計事務所協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断及び耐震改修等の技術的内容に関する相談 ・ 具体的事例に基づく耐震診断及び耐震改修等の費用 ・ 耐震診断及び耐震改修等

(2) 防災査察等の活用

- ・ 市は、県が行う防災査察等の機会を活用し、県と連携を図り、特定建築物の所有者等に対し、耐震改修等に関する必要な情報提供を行うとともに、耐震改修等に関する意識の啓発を図ります。

(3) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

- ・ 県及び市は、建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう、建築関連団体や建築技術者に対して要請します。

3 パンフレットの作成・配布、相談会の開催等

- ・ 地震に強いまちづくりを実現するためには、建築物の所有者等がその耐震性を知り、必要な対策を取ることが大切であることから、耐震診断及び耐震改修等の必要性について、あらゆる機会を捉えて市民に周知していく必要があり、耐震化の促進に資する講習会や情報提供等を積極的に行っていくものとします。

(1) パンフレットの作成・配布

- ・ 県及び市は、建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るためパンフレットを作成し、耐震相談窓口に常備し配布します。
- ・ さらに、相談会、講習会等の場等を活用して、広く市民等に耐震化の必要性について周知するとともに、住宅性能表示制度や地震保険について情報を提供します。
- ・ パンフレットの主な内容は以下のものとします。
 - ・ 耐震性向上に関する注意喚起
 - ・ 耐震改修の方法の紹介
 - ・ 自己診断の方法
 - ・ 金物等の補強方法
 - ・ 家具等の落下・倒壊防止等、室内空間の安全確保の方法
 - ・ 寝室等、一部居室の耐震性確保の方法
- ・ また、市は、特定建築物の所有者等に対して、耐震性向上の意義を内容とするパンフレット(地震に備え、専門家による耐震診断を受けましょう(鉄骨造・鉄筋コンクリート造編)等)の配布を行います。

(2) 耐震相談会の実施

- ・ 市は、住宅の耐震化促進の一環として、大地震の切迫性と耐震化の必要性について市民の理解を深め、耐震診断及び耐震改修を促すために、「わが家の耐震相談会」を県及び建築関連団体等と連携して開催します。
- ・ なお、耐震相談会の開催にあたっては、直接的な普及・啓発が重要なことから、町内会の回覧板等による周知、自治会組織の働きかけなどの協力を得て、実施していくものとします。
- ・ 市は、「わが家の耐震相談会」をモデルとして、建築関連団体等の協力を得ながら、建築士等による無料相談会を開催し、建築物の所有者等の耐震化に関する知識の普及、啓発を図るとともに、各種相談を受け付けます。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

- ・ 耐震改修は、建築物の構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事にあわせ耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効な方法です。
- ・ 市は、リフォーム工事にあわせた耐震改修の工事方法や新たな工法等をパンフレットやホームページでより広く情報提供するとともに、安心してリフォーム工事を実施できるよう関係団体と連携し、住宅等の耐震改修の促進を図ります。

5 家具の転倒防止策の推進

- ・ 地震災害時に家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進とともに、家具の転倒防止策の推進は重要な課題です。
- ・ 市は、パンフレットやホームページにより、家具等の転倒防止のための対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止策の推進を図ります。

6 自治会等との連携策・取組み支援策

- ・ 耐震改修の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織の構成単位である自治会や町内会との連携のもと、建築物の耐震改修の促進に取り組むことが重要です。
- ・ 市は、自治会や町内会の地域特性を踏まえた耐震化の促進のための相談会の開催やパンフレット配布等により、きめ細かく耐震化の促進を図ります。

第 5 千葉県(特定行政庁)との連携

- ・ 千葉県の策定した「千葉県耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の地震対策について意見交換及び情報交換に努め、千葉県(特定行政庁)と連携を図りながら既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとします。
- ・ 千葉県(特定行政庁)の実施する特定建築物等の所有者への指導・助言、指示等に伴い、現場調査等の協力、連携を図ってまいります。

第 6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 建築関連団体との連携

- ・ 県、市及び建築関連団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとします。

(1) 千葉県建築防災連絡協議会

- ・ 建築物に関する防災対策、地震対策の総合的、計画的な推進を図るものです。

(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会

- ・ 特定行政庁相互間の連絡調整等を図り、建築行政の円滑な運営を図るものです。

(3) 千葉県建築設計関連五団体連絡会議

- ・ 千葉県内の建築関連団体((社)千葉県建築設計事務所協会、(社)千葉県建築士会、千葉県建築家協会、(社)日本建築構造技術者協会・千葉、(社)千葉県設備設計事務所協会)において組織され、耐震診断及び耐震改修等が円滑に行えるよう調整を図るものです。

(4) 千葉県耐震判定協議会

- ・ 耐震診断及び耐震改修計画の妥当性について判断する第三者機関です。

2 その他

- ・ 本耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めることとします。